

平成 24 年 10 月から



障害者虐待防止法



が施行されました。

こんなことが虐待に
～障害者虐待の例～

虐待は障害者の権利や尊厳をおびやかす許されない行為です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるためにも虐待を防止することが非常に重要です。

家族、施設の職員、会社の事業主などからの障害者虐待に気づいた人は、すみやかに市の担当窓口に通報してください。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている人だけでなく虐待している家族などが抱える問題の解決にも繋がります。

枚方市では障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待防止センターを設け、障害者の虐待に係る通報の受付や相談・支援など、各関連機関と連携をとりながら対応を行います。

障害者虐待に関する通報・相談等は 枚方市障害者虐待防止センターまで

枚方市障害者虐待防止センター
(枚方市役所障害福祉室内)

障害者虐待専用電話

072-841-5301

FAX の場合は

072-841-5123

▼ 下記の市内各障害者相談支援センターでも通報・相談等を受付けています。

主たる対象者	障害者相談支援センター	住 所	電話番号	FAX番号
身体障害者	障害者相談支援センター わらしべ	長尾谷町1-101-1	072-868-1301	072-868-3305
	パーソナルサポートひらかた	中宮山戸町10-12-105	072-848-8825	072-848-7920
知的障害者	地域支援センターゆい	津田元町1-9-21	072-808-2422	072-808-2423
	地域生活支援センターにじ	伊加賀西町52-12	090-8216-4911	072-845-1451
精神障害者	相談支援センター陽だまり	交北2-7-15	072-809-0015	072-809-0015
	クロスロード	川原町9-4 第2浜田ビル2階	072-843-4100	072-843-4100

*** 通報や届出をした人の情報は守られます ***

●身体的虐待

殴る、蹴る、縛りつける等、体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

●性的虐待

無理やり(同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。

●心理的虐待

怒鳴って侮辱したり、無視をする等して拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。

●放棄・放任(ネグレクト)

十分な食事を与えない、入浴・洗濯・排泄などの世話や介助をほとんどせずに、心身を衰弱させること。

●経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、障害者に理由なく金銭を与えないこと。